

兵庫県立大学高度産業科学技術研究所運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学高度産業科学技術研究所規程（平成25年大学規程第80号）第4条第2項の規定に基づき、高度産業科学技術研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、高度産業科学技術研究所（以下「研究所」という。）における学内共同利用研究等（以下「共同研究等」という。）について協議する。

2 運営委員会は、研究所と学内の他部局に関わる必要事項について協議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究所長（以下「所長」という。）

(2) 研究所の専任教授

(3) 工学研究科教授会から選出された委員2名

(4) 理学研究科教授会から選出された委員2名

(5) 環境人間学部教授会から選出された委員1名

(6) 事務局播磨理学キャンパス経営部高度産業科学技術研究課長

2 前項第3号から第5号に規定する委員については、当該教授会は、共同研究等の実施者（予定者を含む。）の中から選出することを常例とする。

3 所長は、運営委員会の運営のために必要があると認めた場合は、学外の学識経験者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

(委員長)

第5条 運営委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、所長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、原則として年4回定例会を開くものとする。ただし、必要がある場合は、臨時会を開催できるものとする。
- 3 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が審議に必要があると認めた場合は、運営委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、播磨理学キャンパス経営部高度産業科学技術研究課で行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の意見を聴いた上で、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。